

岡崎市障がい児施設等整備費補助金交付要綱【案】

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児施設等の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年3月30日岡崎市条例第15号。以下「条例」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年3月16日岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（令和5年内閣府令第●号）第1条第2項に規定する施設（以下「障がい児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるための交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために岡崎市が策定する整備計画に基づいて実施される障がい児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

第4条 この要綱において「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類の施設をいう

区 分	大 分 類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障がい児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同乗第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障がい児相談支援事業所
(2) 上記以外の施設であつて、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設

第5条 前2条において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

種 類	整備区分	整 備 内 容
新 設	創設	新たに施設を整備すること。
修 理	大規模修繕等	既存施設について令和5年4月1日●●通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
改 造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和5年4月1日●●通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年4月1日●●通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和5年4月1日●●通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和5年4月1日●●通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。
	避難スペース整備	令和5年4月1日●●発「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること

（事業の種類）

第6条 補助金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等）

2 前項の施設整備事業は、当該事業の内容について令和5年4月1日●●発●●第●●号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に定める国庫補助の交付決定を市が受けていることを交付の条件とする。

(補助金の対象外)

第7条 この補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第8条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) この補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表3で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (2) (1)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める市補助率を乗じた額を算出する。
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額と、(2)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

第11条 この補助金の目的を達成するため、補助事業者（第6条に定める事業を行うものをいう。以下同じ。）は次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更は除く）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、市の定める「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」に準じて入札等を実施しなければならない。
- (11) この補助金の対象経費に対して、他の市費補助金、及びお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (14) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 7 号の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者が（1）から（15）により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがあるものとする。

（申請手続）

第 12 条 規則第 5 条に規定する申請書は、様式第 1 号の様式とし、正副 2 部に関係書類を添えて市長が別に定める日までに提出するものとする。

（変更申請手続）

第 13 条 交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更申請を行う場合（交付決定額の変更を伴うものに限る。）は、様式第 2 号の様式による申請書を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第 14 条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、様式第 4 号の様式により工事に着工した日から 5 日以内に市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、工事の進捗状況について様式第5号の様式により毎年度12月末日現在の状況を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第10条の規定による実績報告書は、様式第3号の様式とし、事業完了の日から30日以内（第11条第1項第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を提出するものとする。

- 2 事業が翌年度にわたるときは、補助事業者は翌年度の4月10日までに様式第6号の様式による年度終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 補助金は額確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(補助金の精算)

第17条 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その同日以前にこの要綱に基づき交付決定された補助金については、同日以後もなおその効力を有する。

表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。 (イ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。 (ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>ウ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第7条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI事業に限る。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり

		<p>通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</p>		
	特殊付帯工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

算 定 基 準

【別表 1 - 1、別表 1 - 3 及び別表 3 に掲げる整備以外の事業】

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、市長が必要と認め点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 で除して得た点数（以下「実支出額を 2,000 で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 で除して得た点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(市の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 7 条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表 1 - 4 のとおり
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	別表 2 による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮施設整備工事費	大規模修繕等については、市長が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 で除して得た点数（以下「実支出額を 2,000 で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 で除して得た点数とする	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

	<p>応急仮施設 設整備</p>	<p>次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関(市の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、市長が必要と認める点数とする。</p>	<p>障がい児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費ただし、次に定める費用は除く。</p> <p>(1) 第7条(2)(3)に定める費用</p> <p>(2) 土地の買収又は整地に要する費用 (災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(6) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(7) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用</p>	
--	----------------------	--	---	--

算 定 基 準
(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(市の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>イ 非常通報装置等の設置次のいずれかの低い方の価格を2,000で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(市の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(第7条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	別表 1 - 4 のとおり

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の負担割合

施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	市補助率	設置主体
障がい児施設等	3 / 4	1 / 4

別表 2

■障がい児施設等

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数
児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	40,032
		21人～40人	80,592
		41人～60人	134,571
		61人～80人	189,078
		81人～100人	243,585
		101人～120人	297,414
		121人以上	352,071
	訓練事業等整備加算	—	30,835
	大規模訓練設備等整備加算	—	101,550
	短期入所整備加算	—	8,368
	発達障がい者支援センター整備加算	—	9,725
	障害児相談支援整備加算	—	6,951
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	—	4,629
避難スペース整備加算	—	26,839	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	—	20,054	
障がい児相談支援（各事業のみの整備の場合）	—	6,951	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	—	4,629	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	—	26,839	

(注) 1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去 交付基礎点数

	単位	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	4,584	6,107

■仮設施設整備工事費 交付基礎点数表

	単位	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	7,991	10,675

■地域交流スペース交付 基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	14,645	19,523
初度整備相当加算	796	2,082

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備（既存施設における整備事業）	
基礎点数（1㎡当たり）	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備（既存施設における整備事業）	
基準点数	屋内消火栓設備（障害児施設等）	
	基本点数	359
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	185
	パッケージ型消火栓設備（1個あたり）	278

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置（既存施設における整備事業）
基準点数（1施設あたり）	121

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
<p>標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)</p>	9,390	—

別表 3

算 定 基 準
(その他施設)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、市長が必要と認めた点数とする。</p> <p style="text-align: center;">市長が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 市長が必要と 必認めた点数</p> <p>ブロック 市長が必要と 必認めた点数</p> <p>木造 市長が必要と 必認めた点数</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表 1 - 4 のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	市長と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	